

平成 26 年度中国地区私立幼稚園教育研修会岡山大会分科会報告

第 9 分科会	研修俯瞰図番号 E 9, F 5		
テーマ	設置者・園長・ネクストリーダー 合同分科会		
会場	岡山コンベンションセンター 2階 レセプションホール	講師	坪井久也先生 (全日本私立幼稚園連合会 政策委員長)
担当者	司会：由良眞言(あけぼの幼稚園 園長) 記録：原田圭子(しらゆり幼稚園 園長) 妹島三絵(くらしき作陽大学附属幼稚園 副園長)		
ねらい	「子ども・子育て支援新制度」のスタートを目前に、設置者・園長と次代を担うネクストリーダーが、自園の地域性・特性(強み・弱み)・思い・建学の精神等を踏まえて、共に学び、考え、将来像を構築していく機会とする。		
日程	8:45～ 9:00 受付 9:00 開始(司会者：趣旨及び進め方の説明) 9:10 講師：坪井先生のお話 10:45 9グループに分かれバズセッション 12:15 グループからの発表と講師からの追加説明 12:30 終了		

《内容》

最初に司会者から第 9 分科会を園長・設置者とネクストリーダー合同で開催した意味と進め方の説明があり 53 園 63 名の参加と報告された。講師の紹介に続いて坪井久也先生のお話があった。



詳細は別掲とさせて頂くが、「子ども・子育て支援新制度」に関する最新情報を細かく懇切丁寧に説明され、今まで不明だったことや、参加者が疑問に思っている点がかなりクリアになったのではないと思われる。これとは別に進められている無償化の動きや就園奨励費についても言及された。

続いて参加者を 9 つのグループに分け、各園の現状や今後の方向性について話し合いの場を持った。各グループとも活発な議論が行われ、有益な情報交換がなされた。



時間の関係で全グループからの発表は出来なかったが、共通する悩みや制度に関する疑問点・問題点等が報告された。(例えば、現状では地域差への配慮が不足・保護者への説明が不十分・全日は今後どのような姿勢で取り組んでいくのか等々)

これを受けて、坪井先生から質問への回答と追加の説明があり、終了予定時間を少しオーバーする盛り上がりの中で終了した。

《まとめ》

新制度のスタートを来年4月に控えた現時点でも不明な部分が多く、又、各園の置かれた状況が異なる中で、国との交渉の最前線におられる坪井先生の最新情報を聞いたことは大きな意味があった。又、様々な園の考え方に触れることで、自園の方向性を考える参考になったのではないだろうか。(特に園長・設置者とネクストリーダーと一緒に考える所にも意味があった。)

坪井先生からは、それぞれの地域の「子ども・子育て会議」に積極的に関わること、そして正しくタイムリーな情報をキャッチすること、それぞれの園でじっくり考え5年間のうちに自園に最も適した結論を出すこと、などが強調された。

《担当園・記入者》

あけぼの幼稚園 由良眞言

2014.8.22

平成 26 年度中国地区私立幼稚園教育研修会岡山大会

第 9 分科会 坪井久也先生講演内容

全日私幼連で政策委員長を拝命して 3 年弱つとめ、今回の制度の議論が始まった頃から、またその前の「認定こども園」の頃から今回の新制度に関わってきました。日頃は中国地区各県の団体行事、活動にまた全日私幼連の事業活動にも前向きにご協力いただきお礼申し上げます。

私の方から最近の話、情報提供を含めてお話し致します。最近の話でいうと、下村文科大臣が、幼児教育の無償化の案を示されました。今年度も一部無償化の第一歩ということで進められ、今年度の就園奨励費予算は対前年度比 300 億円余り付けてもらいました。この金額は今までの私幼の予算としては破格のアップ、大方 30 年余りかけて積み上げてきたものを平成 25～26 年にかけて約 50%アップ、300 億円余りの金額を増額したという、これも香川会長のお力です。政策委員会と言っても、お役人・国会議員と交渉しているのは香川会長お一人で、我々は資料づくりなど下支えをしているということです。無償化の案は下村大臣から出ました。27 年度からは、5 歳児を対象に 360 万円以下という所得制限を付けて進めるということですが、これは簡単なことではありません。

26 年度の就園奨励費が大幅にアップしたのは、新制度との関係が強くあります。保育所と幼稚園との保護者負担の軽減のやり方が違うということで、新制度に入っていく時に、どうしても幼稚園と保育所の負担軽減のための条件や水準を揃えるという必要があるという意味合いもあり、結果として、今年度の就園奨励費がかなり大きく改善したということです。

27 年度の概算要求の中で、文科省がお願いしている就園奨励費のアップは、ちょっとそれとは違うので財源をどうするか理屈をどうするかということで、そうそう簡単なことではないと言われていますが、香川会長曰く「これは絶対にやる」とおっしゃっています。我々もそういう方向で活動していこうと思っています。その他の平成 27 年度予算についても、経常費・特別支援教育費のアップ・施設整備費の改善・今まで 1/3 補助を出来るだけ 1/2 補助を取りたい、と全日私幼連としては考えて動いています。

就園奨励費の関係で、今年 7 月 25 日付けで文科省から文書 1 枚を出してもらいました。保育料と入園料が就園奨励費の該当経費ですが、保育料の中に給食費が入っているとこれを外せという自治体があり、自治体により差がある。私どもの高松市は 6～7 年前消費税の対象になるならないという時に、保育料の中に給食費を入れました。したがって給食費が対象になっているので就園奨励費は増えている。高松市はそれでやっていますが、四国の中でも愛媛の今治市はダメ、そもそも就園奨励費そのものが 100%出していないとか自治体により対応が異なります。

今回、給食費を含めても就園奨励費の対象になるということを出して 3 月・4

月の 2 回お知らせを出しましたが、全日私幼連の文書だけでは動かない自治体もあるんです。要は行政が考えているのは、所管している文科省が出した文書は信用力がある、市町村も会計検査院検査の対象になっているので、会計検査院から文句を言われる可能性があると思ったら担当者が前向きな対応をしてくれない。文科省のお墨付きが出れば何の憂いもないというので、幼児教育課から今回 7 月 25 日付けで出されました。今年度、就園奨励費を考えればギリギリのタイミングかなと思いますが、このことにより就園奨励費が増えて保護者の保育料の負担軽減につながっていけば良かったと思っています。皆さんの市町村においても保育料の軽減制度をきちんと利用して、保護者に恩恵を返していけるということを考えていただきたいと思います。新制度に移ろうが移るまいが保護者の負担軽減を考えることは大事であると思っています。

新制度については、5 月 26 日に公定価格の仮単価が示されたということが非常に大きな話です。公定価格については、半年間国の会議で議論が進められてきました。最初のうちは仕組みの話で金額の話はずっと出ませんでした。現在の私立幼稚園、公立幼稚園、保育所にどういった経費がどれくらいかかっているのか、それをもって本来どこにお金をかけるべきか、重点的に配分すべきはどこなのかが検討されました。

新制度についてみますと、3 月に入って金額についての話が少しずつ出てきました。4 月には公定価格の一部例が出されたので、我々は推測しながら手計算していきました。幼稚園の 151~180 人の数字が出たので、その数字だと現行と比較してどうなのか、加算はたくさんあるが、どういうものが加算されるのか、一生懸命やりました。

5 月 26 日に仮単価の全てのものが出ました。6 月に入って意向調査が出ましたが、これは私立幼稚園に対してというものでした。今回の制度が、公立幼稚園は実施主体が市町村なので基本的に新制度に入るので、意向調査の対象にならなかった。保育所も基本的には現行の委託費のままでいいし、希望すれば認定こども園化してもよいが、いずれにしても委託費そのものが新制度の中に入っているので、意向調査をするまでもない。個々には認定こども園への意向を聞いたというところがあるかも知れません。私立幼稚園にとっては、この新制度に入るとき 4 つの選択肢があります。それは、幼稚園のままで入る、幼保連携型、幼稚園型、そして現行制度のまま私学助成を受けて残るといったものです。そんな中で意向調査が行われました。ただそれが出る前後から保護者にとって一番関係するであろう利用者負担が示されない時期だったので、そんな段階で答えが出せるのかということと、我々の団体としては、文科省に対して現時点では確定的なものを出せないということを話しました。そこで意向調査の文書の中に、これは確定ではないと入れました。市町村が 27 年度予算編成のために必要と思えば 9~10 月にもう 1 回あるかもしれないという文言も入れていただきました。したがって今回の意向調査は確定的なものではなく、状況が変われば変更するという含みをもったある意味ラフな内容のものです。

皆さんの自治体ではどうでしょうか？利用者負担が示された自治体は今どれくらいありますか。・・・

7月31日に大阪市の橋下市長が記者会見して、大阪市はこれでいくというものを出示しました。最終的には市議会を通さなければならないから、決定ではないにしろ市長がこれでやりますと提示しました。最高額20,000円をちょっと切っています。一日遅れで私ども高松市では8月1日に発表がありました。市議会の中に教育民生委員会があって、その調査会で議員対象に新制度における幼・保の利用者負担は現行と比べてどうなるかという案を示しました。翌日8月2日、高松市は1号認定子どもの保護者負担の上限を14,200円にするということを地元新聞に発表されました。

次に利用者負担についてですが、皆さん新聞で利用者負担の額を見られたと思います。就園奨励費は4段階で生活保護世帯から所得680万円以下までが対象です。それ以上の所得の世帯には就園奨励費は現在出ていませんが、もちろんそれ以上の所得の方もいるので、国が示した利用者負担の所得階層が一番上の方が25,700円という数字です。ところが利用者負担上限について、大阪市は20,000円を切る、高松市は14,200円ということになりました。高松市でのその差額、25,700円と14,200円の差額11,500円は高松市が別途の名目の保護者負担軽減の補助金をつけるというものです。

これは公定価格は下げず、利用者負担を下げるということです。もう一つの柱は、公立幼稚園の利用者負担は、高松市は現行6,300円ですが、私立幼稚園のそれは平均17,000～18,000円です。公立幼稚園は引き上げ、私立幼稚園は引き下げその差を無くし同一金額とするということです。

もう一つは新制度の2・3号の利用者負担は現行水準を維持する、保育所に行っている人の負担はほぼ変わりません。認定こども園の2・3号の利用者負担は保育所に合わせるということになりました。所得階層で示し、高松市だけでは無いと思いますが、国の示した利用者負担額の上限額103,000～104,000円からすると、半額の53,000円ぐらいが上限となります。日本全国ほとんどの市町村で国が決めた基準以上に市町村が独自の財源で保育所の保護者の負担軽減をしています。それを維持したまま認定こども園の2・3号児の保護者負担はそこまで金額を並べてきました。幼保・公私の不公平については、我々の団体として今までさんざん言ってきました。内容は一番いいけれど経済的に一番恵まれていないのは我々私立幼稚園だと言ってきました。それが今回いっしょになる。国の制度にもうたわれています。あらゆる市町村がそうあって然るべきというものです。利用者負担は、国が示した基準を上限にして最終的には市町村が定めるということになっています。公私の差、幼保の差が開こうが市町村が責任をもって説明すればそれでよいとなっていますが、どうしてそうなったかについては市町村に説明責任があります。あまりにひどい差が出た時は、子ども子育て会議でしっかりと議論すべきです。ただ時間はあまり無いと思います。

認定こども園に関する記事でいうと、7月に入って読売新聞に認定こども園の返上という話が出ました。これはほぼ1年くらい前から、今回の公定価格がこうなるという話とは別の理由で認定こども園を辞めたいという話は沢山聞いておりました。以前あった話で言うと、現行の幼保連携型の認定こども園、返上という話は殆ど幼保連携型の認定こども園の話

だと思いますが、現行制度では幼稚園と保育所が別々のものを、行政的には全然別々のものを冠だけ付けて幼保連携型と言っていた訳です。ですから、幼稚園は幼稚園の運営がきちんと出来るんです。保育園は保育園の運営をやっている。運営だけじゃなくて補助、幼稚園の補助は私学助成でいただき、保育園の補助は委託費でいただく、ということですから、全然違うものを一体なものだと言い繕って、本当は松と竹があって、松は松、竹は竹なんですけども一緒にして、これ梅ですよと言っているようなものなんです。ということは、逆に運営的には幼稚園は幼稚園としての独立性を持って運営出来る、出来ていた。特に幼保連携型に限らず認定こども園は私立幼稚園から移行した所が殆どですから、もともとは幼稚園。もともとは幼稚園というのが強くあって、今度の新制度ではそれが学校教育法の第1条の幼稚園でなくなり、教育基本法に定める学校としての学校です。学校教育法の学校になる。そこに対して私立幼稚園を母体として出来た認定こども園、幼保連携型としては非常に寂しいものがある。新制度の話は当然現行の認定こども園になった幼稚園は、新制度がこういうことになるという前提になった訳ではないので、当然幼稚園は幼稚園とした独立性というか私学としての教育が出来るものだと思って入れられたところが多い。ところが、民主党が作って自民党も最終的に賛成した今回の制度ですけども、それがちょっと違うものになってしまった。ということで、じゃあ元の形に戻りたいという話は一年も前からありました。それに対しては、今幼稚園のところを新制度で認定こども園に行くことも出来るし、当然逆の帰ってくることも出来る。幼保連携型を辞めて幼稚園と保育所に戻るといことも出来るという話を国の方からはいただいていた。ただ、具体的にどういう手続きになるのかは国の方も想定したことがないという答えでした。手続き上は問題はないけれども本当にそれが上手く戻れるのかどうかは国としてもよく分からないということです。でもそんなことでは困るという話もしてきました。しかし、今回7月23日読売新聞に出た認定こども園返上という記事は、全くというか、それとは別の話です。幼稚園としての自主性、主体性ではなくて、公定価格が今回非常に良くない、まずいというお叱りを受けたわけです。やはり今回の公定価格の仕組みということで言いますと、結果から言いますと、小規模園を大事にするように私たちの団体が主張しました。公定価格の仕組みは基本的に一人当たりいくらです。パーヘッドいくら×人数、1号の人数は何人、2号の人数は何人、3号の人数は何人という掛け算で出てくるものなので、小規模園にとっては非常に厳しいだろうと一年前から予想された訳です。ですから、小規模園が今回の制度に入ってきてちゃんと運営出来るだけの配慮を十分にさせていただきたいということをして全日私幼連から国会議員の先生方、また、文部科学省を通じて国の方々、もちろん、子ども子育て会議でも随分言ってきたわけです。実はそれが結果としては上手く、というか小規模園も生き残れる公定価格の数字になったと思っています。これは文科省の方々も言っていますが、今までは私学助成で都道府県別に傾斜配分の有り方も全然違う訳です。私学助成の経常費の金額自体もかなり違う。経常費補助金は一人当たり12~13万から19万までかなり違う。傾斜配分の有り方も違う。それをある意味全国一律、地域区分というのはあるんですけども、小規模な園はどこでも、例え

ば、東京の小規模の園も、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、そういった地方の小規模の園も生き残れるだけの公定価格の仕組みにはなりました。逆に大規模園、特に認定こども園を先行してやられたところは大規模園が多いんですね。そこについては、大規模園としての公定価格における、ある意味小規模園を守るために大規模園の公定価格の単価が結果的に削られたという側面があります。財源が潤沢にあれば当然大規模園も満足出来るような数字をのせられるんでしょうけども、財源がそうはいかなかったので大規模園がある意味不利になった。また、幼保連携型認定こども園の方で言うと、今までは私学助成の幼稚園として園長一人分、保育所の所長一人分、全然違うものですから、それぞれ居れば、一人分、一人分ちゃんと補助が出た訳です。これが新制度にいくと幼保一体化の施設ですから幼保一体化の施設に施設長は二人要らない。ということで、施設長の分が1人分になりました。ある意味そこで園長の人件費が一人分減らされたというのがあるんですけど、それは何千万には直結しない筈なんですけども、少なくともそこは減った。あとはよくまだわかりませんが、計算間違いもあるかもしれません。現行の収入と公定価格の収入とを比較する時に、全然違う条件のものを比べて減ったと言っているのかもしれないです。わかりません。なかなか認定こども園さん、自分のデータを全部出して、こういう風に減ったんだっていう風に教えてくれるところがないので、よくわかりませんが、そういう計算間違いもあるかもしれません。これについては国の方もかなり神経質になっていまして、8月に入って皆さんの幼稚園のパソコンの方にも20ページ程の現行収入と公定価格による収入額を比較する時の注意事項のようなものが来たと思います。あれを見るのは大変ですけど、こういう風にちゃんと同じ条件で比較してくれというような文書です結局は。話を元に戻して、認定こども園が今回そういうことで、返上という動きがある。これは、認定こども園協会の方と読売新聞の方が国の子ども・子育て会議で同席してるんですね。同じ意見ということで、そういうところでタグを組んで、ああいう記事を載せられた。基本的に間違いはないです。7月23日読売新聞。「国は2015年度から幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園制度を刷新するのを機に認定の返上を検討する施設が増えていることがわかった。財源不足で運営費の補助水準が低くなる見通しとなったためだ。認定返上が相次げば待機児童の解消に逆行する上、こども園が担う子育て家庭への支援事業まで後退しそうだ。認定こども園協会の調査で25%が認定返上を検討している。」というような内容です。回答した園が201園で25%50園が認定こども園をやめることを検討中と答えている。公定価格の計算をして減額になるということで、例えば、定員400人の園、北海道で2,400万、500人の園、九州で3,000万の減収になるという回答があった。それと、こういうことはないと思うんですが、例えば、認定返上が相次げば、待機児童の解消に逆行する。こども園が担う子育て家庭の支援事業が後退する。これは実はないと思っています。認定こども園の認定返上というのは幼保連携型の方の話だと思っています。幼保連携型がさっきも言ったような理由で減額になる。実は幼稚園型というのは現行制度で言うと補助をもらっている方が少ないんです。補助を貰わずに幼稚園型をやっている所が結構あります。例えば、山口県の香川会長の所もたぶんそうだ

と思います。私の園もそうです。そこからしてみたら今回の新制度で2号・3号の利用定員をもらって、設定して運営していくと公定価格による総収入が上がるんです。ところが、幼保連携型というのは、現在、ここまで貰っているものが、新制度ではここまで下がるということはあるかもしれないので、それからすると返上したいというのは幼保連携型の話だと思うんです。でも、じゃあ待機児童の解消に逆行するのか、そんなことはないですね。幼稚園と保育園に戻るということを想定すれば、幼稚園は幼稚園としての預かり保育もあるし、保育園は保育園としての長時間保育をやっている訳ですから、何ら逆行するものでない。幼稚園をやめる、保育園をやめると言ったら逆行になるかもしれない。幼稚園と保育園に戻るのであれば、ここで書かれているような事はないと思っています。新聞ですから、アピールする記事を書こうと思ったら、そういう待機児童の解消の動きに逆行するとか、子育て支援が後退するって書けば、当事者でない一般の国民の方々とか、議員さんもそうですけど、よく分かってないと思いますから、「これは大変じゃないか、何とかしてやれ」ということになりますよね。ですから新聞の書き方としては、「後退しそうだ」と。「後退する」とは書いてないですね。「懸念がある」とか、「後退しかねない」と。そういう表現ですけども、実際は我々認定こども園が、認定こども園の返上をしても幼稚園や保育所の事業をやめない限りそういったことはないですよ。我々、地域の中で幼児教育の事業なり、保育の事業を行っている事業者の責任として、その事業を続けていく限り、名称はいかなるものであれやることは変わらずやっていくというのが我々の責任だと思います。

子ども・子育て新制度の中身の話を少しさせていただきます。基本指針の中で、希望する幼稚園・保育所等が認定こども園になりたいという希望があって、その条件を満たす場合には認定するものとする、というのが基本指針の中にあります。これは、全日私幼連が強く言ってきたことです。今回の新制度を迎えるにあたって、絶対に譲れない条件として、それを強く言ってきました。さっきの小規模園のこともそうですが、何点か強く言った中のひとつです。大事な点だと思っています。これが去年の8月に基本指針案の中に書き込まれ、12月に通知が出され、また今年の4月10日に再度通知が出され、きちんと市町村はこれでやりなさいという風に出されましたが、今回7月2日に法律となりました。子ども・子育て支援法の施行規則か何かの名前だと思いますが法律となりました。ですから、法律としてこれがきちんと書かれたので、希望する幼稚園が認定こども園になれないというような事になると、これは自治体がある意味法律違反をしているという事になりますからこの点を主張すれば戦えます。強く主張していけるのかなと思っています。で、問題はその先です。認定こども園になったとして、なれたとして、次が一番大事なのは利用定員の設定です。これは試算ソフトで皆さんやられた時にお感じになったと思うんですけども、同じだけの人数をお預かりしても、例えば、幼稚園の1号が150人。今そういう風にやっている幼稚園があるとして、1号で150人というふうな計算をしたものと、その中にお母さんが働いていて2号の認定がとれるお子さんが何人いるか。例えば、150人の中で60人いるとすると、90対60の振り分けになりますね。90人の1号、60人の2号。この中には満3歳児もいる

でしょうけど、そういう風にして計算すると公定価格が随分上がります。その計算上、そういう経営上有利な数字が見えてくるんです。ただ、それを市町村がこれから9月ぐらいから、来年度、新制度に入ってくる幼稚園を対象に利用定員の設定をどのくらいするかという話があります。利用定員をどのくらい設定するのか。その中できちんと利用定員の設定が、我々の希望が、通せるかどうか。特に認定こども園でいうと、3号(0・1・2歳)の子どもについては、実は保育所と競合するというか、2号の子どもは実は今もう幼稚園に来てるんですね。皆さんご自分の幼稚園でアンケートを取られたかもしれませんが、今の保護者の中で働いている状況を聞いてみてください。思った以上に働いている方がいらっしゃいます。もちろん、とても短い、月に20時間とか30時間しか働いていない方もいらっしゃるんですけど、いわゆる保育標準時間・保育短時間、保育短時間というのが各市町村で何時間以上とこのを決めるんですけども、高松市は、これが64時間になりました。これは今現行で64時間程度働いている人を保育に欠ける人っていうふうにやっているのだから64時間にしましたという説明。それはそれでいいんです。64時間以上働いている保護者が私の幼稚園で何人いるか調べました。私の幼稚園で6月の下旬ですが、満3歳児も含めてですから280人くらいいる中の130人くらいいました。64時間以上だと90~100人くらいだったでしょうか、思ったより沢山います。私の園は、預かり保育を毎日やっていますが、預かり保育の子どもが平均で30人くらいです。だから、保育を必要とする子どもってそんなものかなあ、1割から2割くらいかなと思ったんですけど、3割以上いました。是非皆さんの幼稚園でもそういう事をまず調べて、9月以降に市町村が新制度に入ってくる幼稚園を対象に利用定員をどのくらい設定しますかという相談がありますので、その中できちんと自分のところの保護者の働いている状況を掴んで交渉をしていただきたいと思います。先程、3号については上手くいかない可能性もありますよって言いました。全部の自治体がそうかどうかはわかりません。是非、幼稚園に3号の子どもをちゃんと受け入れてくださいという市町村もあるかもしれませんが、保育所団体が結構強いところ辺りは、保育所の3号、0歳から2歳のところと競合するので、幼稚園の希望通りにはさせないぞというような所もないではないと思っています。ここは非常に大事なところですよ。これは公定価格に直結して経営的な所での影響が大きいと思っています。

園児募集とか利用手続きについて、1号については基本的に今と一緒にいいと思っています。そんなに変わらないと思います。問題は2号・3号です。2号・3号につきましては最終的なところで利用調整とか斡旋・要請という保育の世界の手続きがあります。ただ、保護者にとって、自分のお子さんが1号なのか2号なのか判らないですよ、幼稚園に来ている保護者は。フルタイムで働いている人は、説明したら自分は2号だときちんと言えらるかもしれませんが。新入園児、今まで幼稚園とか保育所に関係なかった方にとっては、あなたは1号ですか？2号ですか？2号は秋の入園募集には全然関係ありませんよなんて言っていると、保護者だってわからない、自分がどっちか。かと言って、幼稚園の入園募集の時期に皆さん市役所の窓口に行って自分の働いている状況を話して、自分が1号なのか2号なのかを確認

するというようなことになると、これは市町村窓口にとっても大変な負担です。保護者にとっても大きな負担です。面倒なことです。何を言おうとしているのかというと、1号2号については基本的に今迄通りのやり方でやった方がいいんじゃないかという事です。ただ、これはまだ国の方で確定していませんので、今回の新制度の運用面の改善事項として、これは何とか改善していただきたい。1号2号については今迄通りの施設を通じた申し込みをさせていただきたいという話をしています。また、共働きの家庭の方、原則は働いているお母さんのお子さんは保育の必要性の認定を受けて、2号3号の認定を受けて、保育所及び認定こども園。幼稚園には入らないというのが原則なんですけども、原則には例外がありますので、はっきり働いてるお母さんのお子さんでも幼稚園に1号もしくは2号の認定を受けて通うことができます。そういったことも資料の中にあります。きっちりと謳われていますので、今回の制度では両親が働いているから幼稚園は駄目なんだというのではないという事をご理解いただいたらと思います。

公定価格は地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分という、まさに保育所が今やっている制度を、お金の計算方法についてですけども、保育所がやっているものを取り入れていきます。今回、私立幼稚園がある意味保育所と同じ、こういうお金の計算の仕組みとかを受け入れることによって、さっき高松市の話もしましたが、公私幼保の公平性の世界に、土俵に初めて立てるということです。まず、地域区分で言いますと、100分の18。東京の23区だけですかね100分の18加算。それから、100分の15・12・10・6・3・なし、という所まであります。岡山市は100分の3だったですかね。四国では高松市だけ100分の3加算です。それ以外は松山も高知も徳島も加算なしです。例えば、九州の熊本市。政令指定都市になりました。大きな街です。あそこも加算がありません。何故かと言うと、国家公務員の地域手当を基にこの地域区分というのが考えられています。という事で、国家公務員の出先がある所は、それなりの加算がある。しかし、熊本市は国の出先機関がないため地域加算がゼロとなっています。例えば、東京の〇〇村、〇〇町も、100分の10の加算があったりします。岡山とか高松よりも随分田舎だと思いますけども、そういったことで。ですから、地域区分というのは非常に矛盾が多いものです。これについても何とか改善してくれという話をしています。これは私立幼稚園の意見としてだけではなくて、国の子ども子育て会議において自治体の方、三鷹市長は市長会の代表で出ています。三鷹市長も言っているし、かなり沢山の委員の方から不満が出ています。

今回の公定価格について。保育所の運営費の考え方というのは、掛かっているコストを公費で賄ってあげましょうという考え方が大きくあります。掛かっているコストって何かというと主に人件費です。我々の私立幼稚園の各幼稚園の決算を毎年やりますが、見たら一目瞭然ですね。少なくて3分の2、多いとこだと70%以上人件費です。教職員の人件費です。我々の人件費も含めてですけども。という事は、現行人件費にお金が掛かっているから公定価格の仕組みも人件費にすごくウエイトが置かれています。

尚且つ、今回、量の拡大で4,000億円、質の改善で3,000億円、合計7,000億円の配分が示

された時にも出てきましたが、人に関するところがすごく多いです。例えば、基本分単価があって、その上に処遇改善加算、3歳児の処遇改善加算、満3歳児の対応教諭配置加算、チーム保育加算。これらが実は一つ一つの加算項目とした金額が非常に大きいですね。基本的に人の手配、人に対する加配加算に対する金額が非常に多いです。ですから、今回の制度というのは、人を沢山配置してください。尚且つ、一人当たりの人件費も上げましょう。日本の全業種の平均賃金が出ていまして、35万円前後だったでしょうか。それに対して、幼稚園の先生とか保育所の保育士の方の人件費は10万円くらい低い、平均で。率にすると30%以上低いんです。本来はそこまで上げたいんですけども財源が無いので、何とか全業種平均に並ぶように、ということではありますが、まだまだ全然足りないんですけども、そういったことで一人一人の先生とか保育士の人件費を上げるという財源も今回この公定価格の中でみられています。

4,000億円の量の拡充予算の中に、認定こども園の2号・3号を増やすという事で、人数で33万人で2,940億円計上されています。これは、もちろん保育所が受け入れ人数を増やすという事も含めてですけども、ただ、保育所は今の状態だと増やせません、そんなに。増やす可能性があるのは幼稚園が認定こども園化してそこで2号・3号を預かる、教育・保育をする。もしくは、地域型保育等ですね。小規模保育事業とか家庭的保育とか事業所内保育とか、そういった所で33万人。これは平成25年から平成29年にかけての4年か5年の間に33万人増やす計算だそうです。今日の日経新聞の一面に出ていましたが、事業所がイオンとかJR各社、流通関係、保険会社も含めて、事業所内保育、例えば、イオンなんかだとスーパーの中に保育所を作って、それはイオンが作る場合もあるし、テナントとして入れるという事も考えていると。ゆくゆくは各都道府県に1か所以上とかいうふうに新聞には書いていました。どうなるかは分かりません。今回は幼稚園、保育所、認定こども園という、いわゆる今まで公的な支援が取り敢えずあった所以外の新しい事業形態に対しても参入してもらい、お金をつけるというのが今回の目玉ですよ。そういった事で量的拡充で4,000億円。その中でも認定こども園、保育所の2号・3号で33万人、2,940億円。これが一番、4分の3占めますから大きいんだという事です。

次に、質の改善が3,000億円です。3歳児の職員配置改善で700億円。幼稚園教諭、保育士の処遇改善で571億円。保育士の職員配置改善に337億円。大きなもの3つだけ挙げますが、これだけでも3,000億円の半分をちょっと超えます。1,600億円ぐらいまでいきます。

3歳児の職員配置改善。職員配置というのは我々幼稚園の世界では馴染みのない考え方ですが、保育所ではこういう考え方をしていきます。幼稚園の中で言われているのは学級編成について1学級35人以下で1学級を編成して、そこには必ず一人の学級担任をつけますということです。子どもの数と先生の数に触れているのはそこだけなんです。でも、保育所はちょっと違って、子どもの数、例えば3歳児だったら20人に対して保育士一人を配置します。で、それに掛かったコストをちゃんとみますよというのが保育所の制度ですから、今回もそ

ういう考え方です。学級編成の数字とは別に園全体で職員配置をみた時に3歳児は20対1が基準ですが、それ以上に15対1の職員配置をしているところには、3歳児の職員配置改善の加算を付けます。満3歳児については6対1の配置を実現している所には加算を付けます。チーム保育をしている園については、園の規模によりますけれども最大4人までチーム保育加算を付けます。というような事で、とても人に対する加配加算が厚いという事です。

処遇改善加算というのがあります。これも今まで我々私立幼稚園は馴染みのない考え方なんです。残念なところではあります。幼稚園の中で公的な私学助成の対象になるのは、フルタイムの勤務者で私学助成に入っている、ということが県の私学助成の基準になっていると思います。これの中には、勤続年数とか経験とかは全然みていない。ですから、今年入った新任の新米の人も一人前だし、20年キャリアを持っているベテランの先生も一人前なんです。私学助成では、保育所はちょっと違って、一人は一人なんですけども、経験年数は必ずしも言えないと思うんですが、やはり経験年数があるという事は、キャリアを積んでいて経験を積んでそれなりにレベルを維持している。1年目の先生・保育士よりは10年目・20年目の人の方が確かに能力が高いだろう。検証している訳じゃないと思いますが、取り敢えずそういう考え方です。そういう事で今、保育所は民間施設等給与等改善費というものを付けて、職員の保育士の勤続年数が長ければ長い程、ベースアップするための加算を付けているんですね。幼稚園はないんですが。だから幼稚園が今回この制度に入る時には、保育所と同じ民改費の4%、8%、10%、12%ですから、それを入れて、プラス今回7,000億円の消費税増税の方からプラス3%の加算ができる。ですから、経験年数の長い先生を沢山雇っている幼稚園・認定こども園は、新米の先生ばかりの幼稚園よりは加算が多い。そういう仕組みになっています。経験年数というのはどこの職場を言うのかというと幼稚園・保育所・小学校・認定こども園。こういう子育てに関することかなり幅広い事業の経験をみることになっています。ですから、新制度にいくと、新卒でうちの幼稚園に来てくれた先生は履歴書で分かるんですけども、どこかに勤めていた、他所の幼稚園に勤めてた、他所の保育園に勤めてた先生の場合は、事務的にはその先生を通じて勤続年数の確認をしてもらうような事になると思います。逆に今、保育所はそういう事をやっていますから、幼稚園にいて保育所にいった先生がいる場合は、そういう書類を送ってきて、何年何月から何年何月まで確かにうちの幼稚園に勤務していましたというものに判を押して送り返しています。そういうような事をするようになると思います。処遇改善加算の場合は勤続年数を計算するのは、いわゆる正規職員、フルタイムの先生だけです。パートの人はこの中には計算しない。たぶんその方が勤続年数は長くなるのかもしれませんが、わかりませんが。

施設の中に教職員、保育士が何人いて、それがさっきの3歳児・満3歳児・チーム保育、そういった所の計算ができる、どういう人を算入できるかっていう事で言うと、こちらの方は正規職員の他にパートで働いて方も入ります。ただ、正規職員もパート勤務の方も1対1つ

ていうわけにいかないので、1 か月間の勤務時間、労働時間を正規の人が例えば1日8時間の20日だとすると1カ月160時間ですね。パートの方が6時間で20日だと1カ月120時間。ということは、そのパートの方一人は160分の120に、だから1よりもちょっと欠けるような数字になりますが、そういうパートの方も配置している職員の中に数える事ができるという事です。

公定価格と私学助成の比較。これは、現在の学校法人の決算書の収入のトータルと公定価格の計算したものと比べたら全然違うんですよ。比べるものが違うというのが正しい言い方ですけども、補助金にしても現行収入の中の経常費の一般分が今回新制度に移行しますので、経常費の一般分、ですから預かり保育とか特別支援の教育費とか施設整備費とか都道府県によっては一般補助じゃない特別補助というのが経常費の中にあるんですね。香川県でいうと研修費とか学校防犯安全だとか子育て支援の補助金だとか、今年から体験活動の補助金だとか、色んなメニューを作って特別補助として出ています。これは、公定価格の中には入ってきませんので、別物です。補助金でいうと、経常費の一般分、それと保護者負担で言うところの年額308,400円までの保育料、それと今回の新制度で計算ソフトで計算したものが比較の対象になるという事で、それについては、もっと詳しいのは、さっき言いましたが、20ページぐらい国から送られてきましたので、時間のある方は見ていただけたらと思います。という事で、減った、減ったという中身について、本当にどういう状況で減っているのかは中身をもう少しチェックしないといけないというところはあります。いずれにしても新制度に行くか行かないかはお金の話だけではないんですけども、少なくともお金の話で計算するんだったら、比較するんだったら、ちゃんと同じ条件のもので比較しましょうという事です。それと、上乗せ徴収というのが取れる事になっています。これは、教育、保育の質の向上に充てるためにいただくことになります。例えば、私どもの園ですと、音楽・体操・絵画・パソコン・硬筆とか、そういったことを昔からやっています。これは、保育の時間の中で外部の専門の先生に来てもらって指導しています。幼稚園の先生が指導するだけではなくて、ある意味プロの先生の指導によって、幼稚園の先生も広く浅くは何でも出来るんでしょうけれども、もうちょっと専門的な教え方という事になると、やはりプロの方のほうが一日の長があると思って随分前からやっています。そういった事のために人件費が掛かっています。という事で、私どもの園は特別指導費という名目で2,500円貰っています。これは保育料の中に、実は、給食費等の時も考えましたが、保育料の中に入れていません。別枠で取っています。今回の新制度の中でも上乗せ徴収として、特別な先生を雇っているというような事で上乗せ徴収をしたいと思っています。あと考えられるのが、施設の充実費という事で、例えばこれは園舎が新しくても古くてもいいんですけども、新しく建てたばかりのところで、こんなにいい建物を建てているので、これは何十年間の子ども達で少しずつ負担してもらおうという意味合いで施設充実費として貰うことが出来ます。また、古い建物でも、これから5年後、10年後に園舎を建て替えますので、そのために施設充実費としていただく。こういうのでも結構です。

その他の名目では、職員について。うちの幼稚園は職員を、基準は10人だけど15人置いているから、そのためのコストが掛かっているの、それを教員配置充実費という事でいただきます。というような説明をきちんとして、事前の説明で、文書による承諾が必要だというふうになっています。この文書の承諾というのは、簡単に言えば、入園願書にそういうものをこういう理由でいくらいただきますというのを書いて印刷しておけばいいんです。で、入園願書に判をもらって提出してもらうので、それで承諾・同意が得られたという事になると思います。

上乘せ徴収につきましては、先程の私どもの園の特別指導費で言うと、毎月徴収です。これでもOKだし、入園した時1回だけでも結構です。毎年1回だけでも結構です。徴収する時期も明示しておけばそれで特に問題ありません。

実費徴収というのがあります。上乘せ徴収と実費徴収とがあるんですが、同じ費用を複数の名目で2重に徴収することはできませんが、実費、本当の実費です。体操服、制服とか、そういう用品類とかを申し込んでいただいて販売する。全然問題ありません。今まで通りです。給食費とかバス代もここで実費としてとることができます。給食費とかバス代というのは公定価格の中で一部みっていますが、みているのは基本的に人件費です。給食の材料代とかバスの燃料代とか車検・修理代等はいっていませんので、そういうものの負担という意味で実費徴収も出来ます。これにつきましては、消費税の対応のために保育料の中に入れたものを今度また保育料以外で徴収すると、保育料は当然消費税非課税ですけども、この実費徴収のものは消費税課税になるのかどうかという懸念がありましたが、消費税非課税の方向で国は検討しています。そうした事によって事業者が尻込みをすることが無い様に国はサポートしてくれています。

認定こども園の幼保連携型と幼稚園型の違いという所で、給付の方で言うと認定こども園の幼保連携型と幼稚園型の差はないんです。表を見ていただくと分かるんですが、認定こども園の2号とか3号という表現をしています。幼稚園型とか幼保連携型で区分していません。という事は、そこでは差が無いという事です。逆に、例えば、開園日数で言うと幼保連携型は保育所並みのものを要求されます。ですから、日曜・祝日以外、年間ほぼ300日の開所が当然のように求められる。地域の実情によって、そこまで開かないことも出来る。だから、原則‘開け’ですね、300日。幼稚園型はちょっと逆なんですね。250日でもいいよ。ニーズがあればもうちょっと増やす所もあるでしょうね、というような事です。色んな基準において、やはり幼保連携型というのは保育所並みのものを求められる。逆に言うと、保育所並みに色んな事業をやると公定価格のもの以外の市単独の補助なんかがかかるかもしれません。そういう意味では、運営費の最大を求めるのであれば幼保連携型だろうと思います。でも、我々幼稚園を主体にやってきたとて言う、幼稚園としての色々なやり方の自由さとか、開所時間とか開所日数もそうですし、ひょっとしたら教育の内容に口を突っ込んでこられる度合いの事も考えると、やはり幼稚園型の方が我々としては入っていき易い。市町村との関係をきちんと作って、あ、もう大丈夫だな、うちの市は

ちゃんと幼稚園由来の幼保連携型、保育所並みじゃなくてきちんと幼稚園として考えてくれるなという確信が持てれば、幼保連携型でもいいのかなと思っています。

認定こども園の7月ぐらいの資料から、認定こども園の給食の関係の所で少し新しい話が出てきています。自園調理のための調理室は原則必置なんですけども、満3歳以上児については給食の外部搬入が可です。外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要で必要な調理設備で代替可となっています。これは幼保連携型も幼稚園型も一緒という事で、3号認定子どもが19人以下の認定こども園がこれに該当します。同じように小規模保育においても3歳未満児を受け入れている幼稚園併設保育機能施設（届け出をしているかどうかは問いません）は、施行後5年間は調理設備・調理員の基準を適用しないという事が出来る。弁当外部搬入でも可となっています。

ですから今現在、保育所として求められる給食設備を持っていないところについても、3号の人数が19人以下ということはあるんですが、認定こども園としても出来るし、小規模保育としてもできるという事で、このあたりは運用面の改善が国の方において配慮された所だろうと思います。

一時預かりの幼稚園型です。これも私どもの団体として預かり保育が、今やっている預かり保育が新制度移行後もきちんと続けられるようにという事を強く言ってきました。位置づけとしては、これは市町村の認可事業の中の一つです。ですから制度的には全ての自治体において、やる事が確保されたという訳ではないんですが、まずやらない自治体はないと思っています。これだけ強く言っているのでも、当然今まで国の方から通知が何回も出まして、国の基準通りにやれない場合はそれをきちんと子ども・子育て会議で議論して市民の了解を得なさいというような事になっています。という事で、一時預かりの幼稚園型が出来ないというのは、ゼロとは言わないけれどそんなにはないだろうなというふうな気はしています。

皆さんご関心のある補助単価はどうなるのかというところですけれども、実は、出来ればこの7月ぐらいまでには出していただきたかった訳ですが、今現在出ていません。昨日も国の方に確認しました所、9月中には、遅くとも9月の中頃には次の子ども・子育て会議があります。そこでは、きちんと制度設計なり補助単価についてお示しをする予定で今やっているという答えです。もう少しお待ちいただいたらと思います。

幼稚園の3歳未満児の受け入れという事で言いますと、色々な形で受け入れが出来る。今我々幼稚園の中で3歳未満児を例えば週1回とか、毎日というのもあると思いますが、週2回とか、色々な形で色々なバリエーションを持ってそれぞれの幼稚園がやっていると思います。新制度におきましても一時預かり事業（幼稚園型）の中で園児以外の子どもも、一時預かり事業（幼稚園型）っていうのは基本としては在園児の預かりを想定していますが、プラスで園児以外の子どもの預かりもOKになっています。そういう形で受け入れる方法があると思います。

そのほかにも、小規模保育事業6人～19人の3号認定の定員を取ってやる。もう少し小さ

い所で言うと家庭的保育事業 5 人以下とか、いずれにしても、3 号の認定を取る必要はあるんですが、そういう形もある。認定こども園の中で 3 号認定子どもとして受け入れるとか。地域子育て支援拠点事業。これは、なかなか我々が自由には参入出来ない所かもしれませんが、そういう方法もある。という事で、従来やってきた幼稚園の 3 歳未満児の受け入れというか預かりというか、これも色々な方法がありますので是非色々試行錯誤していただければと思います。

最後に 10 分余りお時間をいただきます。

7 月 31 日に子ども・子育て会議が行われまして、全日からは北條先生が委員として出られています。その中で、何点か要望を出しています。公定価格に関する所で言うと、今まで公定価格の議論は私立幼稚園のものであるという事は示されていない。という事で、1 号の公定価格の話ですけども、これは全て公立幼稚園も含んだ公定価格の議論である筈だという事の確認をしてくれと。その上で各市町村が財源等を考慮して私立幼稚園も公立幼稚園も利用者負担を同じに出来るかどうかというのは、各市町村の判断に委ねるけれども、国の制度として議論しているのは幼稚園の 1 号と言ったら公立幼稚園も私立幼稚園も同じものを議論しているんだという事を確認してくれと、今話をしています。国としても苦しい説明の中ですが、一応そうだという事の回答をいただいています。

それとか、よく利用者負担の所を見ていただくと分かるんですが、市町村民税非課税世帯 270 万以下の所の 1 号の利用者負担が 9,100 円、2 号の方が 6,000 円という事で、コストが掛かっている 2 号の方が安いという逆転現象が起こっているのは国も認識はしていますが、取り敢えず、就園奨励費等を加味してポンと比較に出したもので、こういうふうになっていますと。国としても是正してくださいという事で今もそれをしています。また、地方裁量型の認定こども園について、現行制度から地方裁量型というのは幼稚園認可も保育所の認可もないという事で、補助がないという事で私たちの団体も了解して制度はスタートしていますが、今度新しい新制度では認定こども園の型による公定価格の差ってないんですよね。という事は、地方裁量型も幼保連携型も同額の施設型給付を受ける事になるという事です。これについては、今までの理解と違う話なので、どういう事かというふうに問い合わせた所、基本的に都道府県において幼稚園もしくは保育所の認可基準を地方裁量型も満たしているという確認した上で、だけど幼稚園認可も保育所認可も取っていないけれど基準は満たしている。その上で今回施設型給付を受けることができる対象になるという事の確認をしております。あと、減価償却費です。幼稚園と認定こども園の減価償却費の加算がありますが、保育所の補助 4 分の 3 補助と比較するとどうしても弱いんですね。公費による補助 3 分の 1 を目途に目標にしていますので、4 分の 3 と 3 分の 1 だとちょっと違うじゃないかというような事も言っております。これは、これによって幼稚園や認定こども園の公定価格を上げていただきたいという話です。

チーム保育加算。規模によって 1 人から 4 人までの加算が、チーム保育加算あるんですが、やはり大規模の幼稚園の幼稚園では 4 人じゃ済まないんですね。もっと沢山付けていると

いう実態もあります。という事で、規模の大きな幼稚園や認定こども園の実態に合わせてチーム保育加算の上限を10人程度まで上げられないかという事を要望しています。地域区分は先程も言ったと思うんです。小規模保育とか事業所内保育で我々幼稚園は4つの選択肢があるという事を言いましたが、4つの選択肢の上に、例えば小規模保育とか事業所内保育というようなものも幼稚園がやる事業所内保育という事も可能なんじゃないか。先生たちの働きやすさを考えた時に、子育てのために教育・保育の現場を離れるという事も場合によってはあるんですけども、是非そういう人たちも幼稚園の中に事業所内保育を設けておけば、幼稚園から離れる期間も短くて済むんじゃないかという様な発想です。

あと、利用者負担額の保護者への提示説明。これは早く市町村が示してくれないと保護者に説明が出来ないという事を強く言っています。

あとは、利用者負担の水準の上限のところ、1号のところの記述をよく見ていただくと施設が国・市町村が定めた利用者負担額を下回る利用者負担額にすることが出来るようになってるんですが、要は、市が1号認定子どもの利用者負担額の最高額を25,700円と決めました。でもうちの幼稚園は今まで保育料を20,000円しか取っていないので、25,700円取ると保護者負担が増えますから20,000円にしたいといった時に、これは公定価格を下げる事になるんですけども、公定価格を下げる事を認めます。経過措置として認めますというような事になります。でも、その下げた部分は国も負担しないし、市も負担しません。施設が下げたんだったら施設の負担でやってくださいねというような形になろうとしています。ここについても何等かのもう少し愛情のある措置をお願いしております。それと、今まで認可外保育施設という表現をされていましたが幼稚園に設置する認可外保育施設の分とか、こういったあまりにも認可外という事で、あ、これはお金の出ない部分ねっていうふうに思うんですが、今後は保育機能施設という事でこの認可外の部分についてもちゃんと利用定員の設定がされれば、公定価格の施設型給付が付きますので、保育機能施設という表現が変わっています。あと、今まではだいたい公定価格に関する要望で7月31日に意見書として出したものです。

これからお話するのは、認定こども園の運用面に関する話です。認定こども園の2号・3号認定に関する利用調整、入園手続きの話。さっき少し言いましたが、やはり出来るだけ幼稚園の入園手続きを踏襲したような形の利用方法、利用調整。まあ、利用調整はあまりしていただきたくないんだけど、多少しょうがないところはありますけれども、例えば園児が利用調整があるという事になると、幼稚園側が募集出来ないという事になると、来年何人の園児が来るのか、どういう子どもが来るのか、年明けまで分からないという事では保育士の確保も出来ないし、収入と支出の目途も立たないという事で、保育所は委託契約の中である意味市が責任を持ってやってくれる。でも、認定こども園は自由契約というんですか、直接契約ですから、そういう意味の違いがあるので、それを配慮した利用調整であってほしいというふうに思っています。入園手続きについても出来るだけ1号と同じような形の入園手続きをしていただきたいという事です。このあたりも要望しています。

また、利用定員の設定について。1号と2号の振り分けのあたりは非常に色々な問題があります。このあたりも柔軟な取り扱いが可能になるようお願いをしています。

また、3号の子どもの利用定員の設定については、地域の団体から、保育団体から圧力がかかって、幼稚園を由来とする認定こども園にそこまで出すなど、利用定員を設定させるなどというような事も有り得ると思います。今までの状況だと、これ十分にあるんじゃないかと思っています。その面も国としてきちんと法律にも認定こども園になれるというふうにしていく訳ですから、ちゃんとそのようにしていただきたいという事をお願いしています。

あと、私学の主体性の確保というところで、やはり認定こども園は我々私立幼稚園から移行した所が多いし、今後もそれが多というふうに見えています。認定こども園は全ての3歳以上の園児に質の高い教育を提供し、また3号の子どもに対して質の高い保育を提供するんですけども、やはり市町村の捉え方というのは認定こども園というのは保育所的なものというふう捉えると、どうしても児童福祉の観点から指導してしまう。で、3歳以上は基本的に幼児教育をやっていますので、我々の力で幼児教育の観点を十分に活かしていただきたい。私立学校としての開園時の理念とか、園長先生の心が実現されるような制度であってほしいという事を国から自治体に指示していただきたいとか。

幼稚園型の認定こども園の土曜日開所。幼稚園型には保護者の状況に応じて土曜日開所を決めていい。原則は幼保連携型は300日開所、11時間の開所という事ですが、幼稚園型は逆に250日程度の開所でニーズがあれば土曜日やりますという事です。それも丸一日11時間開所するのか、そうじゃなくて、半日程度でもいいのか、月の4週から5週あるうちの1回か2回の開所でもいいのか、こういった事についても国に対してちゃんと示してくれと。このあたりは公定価格の減算の話になりますので、その辺ははっきりしていただきたいというような事を言っています。あと、一時預かりについてもさっきも言いましたように、制度設計が今まだはっきりしていません。補助単価も示されていないという事で、早く示してくれと。文科省の方は9月中旬までにはお示ししたいというような回答です。あと、公定価格の話になりますけれども、幼保連携型で施設長は一人だと。でも大規模な幼保連携型になると中間管理職という方、副園長・教頭・主幹教諭・主任・副主任等々あって、中間管理職が沢山いるんですね。で、そういう見方をしていかないと、施設長一人、副園長・主幹教諭が一人ずついて、なかなか大規模園は運営出来ませんというような事で、そういった所を足掛かりにして公定価格を積み上げていただきたいというような事もお話をしています。

幼児教育の大事にしないといけない所、教育で言うと、一人一人の子どもを見つめて一人一人に合った指導が出来るかどうかというところですね。それが非常に大事だし、カリキュラムをきちんと作ってやっていくという事も大事で守らないといけないところです。ところが、それ以外のところで言うと、地域の子どもの実状も、昔は兄弟も3人ぐらいが平均で、4人ぐらいがいっぱいいたし、それが今は一人か二人。お父さん、お母さんが働きに行っていて、おじいちゃん、おばあちゃんも近くにいないという、家庭の状況の違いを見ると、やはり社会の変化とか子どもの変化、家庭の変化を捉えた何らかの子育ての支援、親の支援、

子どもへの支援が必要だろうと。どこまで出来るかは各園の状況とか地域の状況によるんですけども、それをやはりきちんと考えてやっていくところは、今後少子化になっても何とか経営していけるんじゃないかなと思っています。10年、30年、40年前のスタイルでやっていく事もOKです。でも、そうすると、その園に合った子どもや家庭が少なくなってきたので、そういった意味では、園児の減少は避けられない。でも、うちはそれでやるんだというのも、それはそれで結構なんですけども、そういった事も考えながら、これからは私立幼稚園を運営していかなければいけない。自分の園が地域の中で何が出来るか、どういう幼稚園でありたいかといった事を考えるうえで、今回すごく良いチャンスじゃないかなというふうに思っています。ですから先生方、この暑い時期、また時間がない時期ですが、是非、頭を悩ませていただけたらと思います。

長くなりましたが、以上で終わります。